

高島市社会体育施設における新型コロナウイルス感染症への対応について

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に移行されます。

これに伴い、これまで高島市社会体育施設で実施してきた、感染症対策は原則として終了します。(例：利用当日の施設利用者チェックリストの提出等)

5類移行後も手洗い、効果的な換気などの衛生管理に心配りいただくなど、基本的な感染防止対策にご協力をお願いいたします。

《ご利用にあたっての留意事項》

■ 体調管理に留意し、ご利用ください。

■ マスク着用について

- ・ マスク着用については、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることを基本としますが、感染防止対策としてマスクの着用が効果的な場面では着用を推奨します。
- ・ 「三密」が発生する場所
 1. 密閉空間（換気の悪い密閉空間である）
 2. 密集場所（多くの人が密集している）
 3. 密接場所（互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる）
- ・ 高齢者など重症化リスクの高い方が含まれる場面等

■ 手洗い等の手指衛生、換気

- ・ 新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた基本的感染対策として有効です。

■ 「三つの密」の回避、人と人との距離の確保

- ・ 流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効です。